

有償援助調達物品のコンテナ船による輸送について（通達）

昭和44年 5 月 9 日

陸幕 4 第124号

改正 平成13年 3 月27日陸幕法第38号 平成19年 3 月28日陸幕法第61号
平成21年 2 月16日陸幕装計第51号 平成30年 3 月14日陸幕法第104号

陸 上 総 隊 司 令 官
東 部 方 面 総 監
中 央 会 計 隊 長 殿
中 央 輸 送 隊 長
補 給 統 制 本 部 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規71）

有償援助調達物品のコンテナ船による輸送について（通達）

標記について、別添防装管第792号（44. 4. 18）に基づき実施されたい。

なお、コンテナ・フレート・ステーションにおけるサービス・チャージについては、中央輸送隊の資金前渡官吏が支払うものとする。

添付書類：防装管第792号（44. 4. 18）（略）

配布区分：海上幕僚長、航空幕僚長、防衛装備庁長官
（例規配布なし）